

**O**ECD/G20のBEPS (税源浸食と利益移転) プロジェクトでデジタル税制について議論が行われ、2021年に139か国・地域で構成される「包摂的枠組み」で2つの柱について合意がされたことは周知の事実だが、第1の柱(ピラーワン)と呼ばれる合意について今問題が生じている。

物理的拠点(PE)がなくても市場国で課税できる新たな国際課税ルールとして、売上が200億ユーロ(約3兆円)超かつ利益率が10%超の多国籍企業を対象に利益率10%を超える超過利益の25%を売上に応じて市場国に配分することが合意された。実施のための多国間条約は、2023年中の署名、2025年中の発効が目標とされてきたが、2024年6月末までに署名式の開催を目指すとは延長された。背景には米国などの消極姿勢がある。

米国は法人税引下げ競争に歯止めをかける第2の柱(グローバル・ミニマム課税)には積極的だったが、第1の柱については、対象となる多くの企業を抱え、条約に縛られることへの議会の伝統的な消極姿勢も加わり、けん引役とはいいがたい状況であった。そこにグローバルサウスの不満が加わった。彼らは、デジタル経済が進展すれば市場国での課税は困難になり税収が不足するので、今回の合意を超えた税収の取り分を主張したいということである。

条約の発効要件を見ると、100社程度の対象企業のうち60社以上がカバーされる必要があり、対象企業の50%程度が米国企業であるので、米国が参加しなければ条約は発効しない。その場合はどのようなことが起こるのであろうか。

現在、フランス、英国、イタリア、オーストリア、スペイン、インド、トルコの7か国は、一定規模以上の売上のあるプラットフォームサービスやオンライン広告の売上に2-3%を課

すデジタルサービスタックス(以下、「DST」という)を導入している。彼らは米国との間で協定を結び、米国が制裁関税の発動をしないかわりに、条約が発効するまでDSTを第1の柱による税額と同水準にとどめることなどを取り決め、条約が合意された場合にはDSTを取り下げることにしている。したがって、条約が合意されなければ、DSTが恒久化することになる。

そうすると、売上税であるDSTは、法人税との二重課税になるなど多くの問題を生じさせ

る。価格支配力の強いGAFAsは、容易にDSTを顧客に転嫁するので、市場国の消費者が負担する消費増税になる。また、自国だけで導入できるので、国毎に違う税制が導入されたり、カナダなど他国の導入にも火がつき、デジタルビジネスが大きな混乱を招く可能性がある。OECDは、DST導入国が広がると世界経済の成長率は最大1%超押し下げると警告している。

トランプ政権は、DSTに対抗してフランスのチーズなどの関税を引き上げるとしてけん制したことがあるが、DSTの恒久化は、制裁関税の発動など貿易戦争を招く可能性がある。ドイツがDSTを導入していないのは、ドイツ車の米国輸出に対する制裁関税の発動を恐れていることといわれている。わが国にも、DSTの導入を検討すべきという世論が生じることも予想される。

ではどのように対応すべきだろうか。まずはデジタルビジネスの混乱や貿易戦争を避けるべく、米国に粘り強く条約への参加を働きかける必要がある。加えて必要なのは、OECDで、二重課税の調整のできる共通DSTのような税制の検討を始めることである。また、わが国でもDSTのあり方、メリット・デメリットについて頭の体操をしておくことも必要となろう。

東京財団政策研究所研究主幹  
森信茂樹

# 税制之理

連載

第204回

デジタル税制の混乱は避けられるか